

～ことしんではじめる～

キャンペーン NISA

期間：2023年9月1日（金）～2024年3月29日（金）

① NISA口座開設
② 一括購入50万円以上
①および②の条件を満たしたお客様に

ギフトカード **1,000円分**
プレゼント!!

もれなく
プレゼント♪

キャンペーン適用条件

- ▶ キャンペーン期間中に、当金庫にて新たにNISA口座を開設し、NISA口座にて対象金額（一括購入50万円以上）をご購入いただいたお客さまが対象です。
- ▶ 「しんきんインデックスファンド225」はキャンペーンの対象外とさせていただきます。
- ▶ 今後予告なくキャンペーンの内容を変更、または中止することがあります。

現行NISAと新NISA

	2023年までの現行NISA		2024年1月からの新NISA	
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
制度の併用	選択制		併用可	
年間投資枠	120万円	40万円	240万円	120万円
非課税保有期間	5年間	20年間	無期限	
非課税保有限度額 (総枠)	600万円	800万円	1,800万円 うち成長投資枠1,200万円	
口座開設期間	2023年末まで		恒久化	
投資対象商品	上場株式・投資信託等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 (金融庁の募集を満たした投資信託に限定)	上場株式・投資信託等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 (現行のつみたてNISA対象商品と同様)
購入方法	一括・積立	積立	一括・積立	積立
対象年齢	18歳以上		18歳以上	

※上記は、2023年4月時点の内容をもとに製作したものであり、今後内容が変更になる場合があります。

一般NISA・つみたてNISAに共通するご留意事項

- 非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。
- 非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません（金融機関を変更した場合は除く）。なお、所定の手続きの下で、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- 金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当金庫では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています（つみたてNISAは、税法上の公募株式投資信託のうち一定の要件を満たした商品のみが対象です）。2024年以降の新NISAにおいては、つみたて投資枠の投資対象商品はつみたてNISAと同じですが、成長投資枠の投資対象商品は一般NISAと異なりますのでご注意ください。
- 非課税口座には年間の非課税投資枠が設定されており、一旦利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。そのため、短期間で売買取（乗換え）を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。2024年以降の新NISAにおいては、非課税保有限度額の再利用はできますが、年間の非課税投資枠の再利用はこれまでと同じくできませんのでご注意ください。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との損益の通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間の非課税投資枠が費消されます。
- 2023年までに、NISA制度を利用して非課税投資された公募株式投資信託等の非課税期間終了時に、NISA口座内でお客さまが保有される公募株式投資信託等は、特定口座等の課税口座に時価で移管されます。
- 2023年までつみたてNISAと一般NISAはどちらか一方の勘定の選択制であり、同一年に両方の勘定の利用はできません。2024年以降は同一年につみたて投資枠と成長投資枠の併用ができます。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。

投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は、預金および保険契約ではございません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではございません。また、当金庫にてご購入いただく投資信託は投資者保護基金の対象ではございません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は各運用会社（委託会社）が行います。
- 投資信託は、組入れられた有価証券（株式、債券等）の価格変動や発行体の信用状況の変化、金利変動、為替相場の変動などにより基準価額が下落し、投資元本割れになる場合がございます。したがって、投資信託は元本および分配金が保証されている商品ではございません。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属いたします。
- 借り入れられた資金を前提とした投資信託のお申込みはお断りしておりますのでご了承ください。
- 外貨建資産が組入れられている投資信託の場合、海外証券取引所等の休業日等により、ご購入・ご換金ができない日がございます。
- 過去の運用実績は、将来の運用実績をお約束するものではありません。
- 投資信託のご購入のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はございません。
- ご購入の際はあらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面をご確認の上、ご自身で判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面は当金庫窓口にご用意しております。

投資信託取引に係る諸費用

- お申込み時の費用/購入時手数料（購入時の一口あたりの基準価額に対し最大3.30%（税込）、約定口数を乗じて得た額）
 - 換金時の費用/信託財産留保額（換金時の基準価額に対し最大0.5%）
 - 保有期間中の費用/信託報酬（純資産総額に対し最大年率2.420%（税込））
 - その他費用/上記以外に監査報酬、その他費用が信託財産から支払われます。
- これらの費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率・上限等を表示することができません。

くわしくは、お近くの「**ことしん**」の窓口でおたずねください。



0120-123-123

受付時間/9:00~17:00(平日のみ)



未来をこの街とともに

湖東信用金庫

<http://www.kotoshin.co.jp>

湖東信用金庫 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第57号